

【 手術 】

470 同一日における経皮的冠動脈形成術等と他の手術の併算定について②

《令和7年2月28日》

○ 取扱い

- ① 同一日におけるK546 経皮的冠動脈形成術と次の手術の併算定は、原則として認められない。
 - (1) K547 経皮的冠動脈粥腫切除術
 - (2) K549 経皮的冠動脈ステント留置術
- ② 同一日におけるK549 経皮的冠動脈ステント留置術とK547 経皮的冠動脈粥腫切除術の併算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

K546 経皮的冠動脈形成術、K547 経皮的冠動脈粥腫切除術及びK549 経皮的冠動脈ステント留置術は、いずれも治療の対象が冠動脈であり、同一手術野、同一病巣に対する手術と考える。

以上のことから、同一日におけるK546 経皮的冠動脈形成術とK547 経皮的冠動脈粥腫切除術、K549 経皮的冠動脈ステント留置術の併算定は、原則として認められないと判断した。

また、同様に、同一日におけるK549 経皮的冠動脈ステント留置術とK547 経皮的冠動脈粥腫切除術の併算定も、原則として認められないと判断した。